



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和6年2月9日（金） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
生活衛生課	衛生指導係	酒井 貴志	内線 3414 直通 058-272-8281 FAX 058-278-2627

岐阜県住宅宿泊事業審議会を開催します

県では、岐阜県住宅宿泊事業条例（平成30年6月15日施行）により、「岐阜県住宅宿泊事業審議会」を設置しています。

このたび、令和5年度の審議会を下記のとおり開催します。

記

- 開催日時 令和6年2月16日（金） 13:00～14:30
- 開催場所 岐阜県シンクタンク庁舎 大会議室（5階）
（岐阜市藪田南5-14-12）
- 内 容
 - 報告
 - 住宅宿泊事業の届出状況
 - 宿泊実績の状況
 - 議題
 - 住宅宿泊事業者等の業務の適正な運営の確保について
 - 観光旅客の来訪及び滞在を促進するための取組みについて
- 出席者 岐阜県住宅宿泊事業審議会委員（別紙のとおり）
県は、健康福祉部次長等が出席予定

【岐阜県住宅宿泊事業条例第12条抜粋】

（岐阜県住宅宿泊事業審議会）

第十二条 次に掲げる事項を調査審議させるため、岐阜県住宅宿泊事業審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 住宅宿泊事業法第十八条の規定による住宅宿泊事業の実施の制限に関する事項
- 住宅宿泊事業者等の業務の適正な運営の確保に関する事項
- 観光旅客の来訪及び滞在を促進するための住宅宿泊事業に係る取組に関する事項